

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市ゲートボール場整備事業補助金
補助事業等の目標	高齢者がゲートボールを通じて健康の増進と親睦を図り、いきがいをもって生活ができるようにする。
補助事業等の対象者	単位老人クラブ及び地区老人クラブ又は自治会
補助対象経費	(1) 老人クラブ等が必要とする新たなゲートボール場の整備事業に要した経費 (2) 公共事業、災害復旧等やむをえない事由によるゲートボール場の移転事業に要した経費 (3) 災害等でゲートボール場が損壊した場合の復旧事業に要した経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	事業に要する経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	昭和60年7月1日
補助事業等の終了時期	平成 年 月 日 【終期が3年を超える場合の理由】 高齢者の地域での生きがい対策等として、3年を超え継続する事が必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、規則に定められた補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。 (1) 設計書及び配置図 (2) 工事見積書

	<p>(3)新設する土地が直前まで農地であった場合は、農地転用申請書の写し(4)土地を借用する場合は、10年以上の借用期間が規定されている地主との協定書の写し</p> <p>補助金の交付を受けた者は、次の条件を守らなければならない。</p> <p>(1) 老人クラブ活動の精神に基づき、愛好者が積極的に利用できるよう運営を行うこと</p> <p>(2) ゲートボール場の維持管理は、老人クラブ等及び自治会が責任をもって行うこと</p>
<p>提出書類</p>	<p>(1)設計書及び配置図</p> <p>(2)工事見積書</p> <p>(3)新設する土地が直前まで農地であった場合は、農地転用申請書の写し</p> <p>(4)土地を借用する場合は10年以上の借用期間が規定されている地主との協定書の写し</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 健康福祉部 生活相談課 高齢者福祉係</p>
<p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>	

令和 8年 3月23日 一部改正 (令和 8年 4月 1日 施行)